

報道関係者 各位

平成21年6月24日 23:00  
新型インフルエンザ対策推進本部  
照会先:メディア班  
(電 話) 03(3503)6040  
内線(8778、8779、8780)

新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における  
「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新 第7報】

本日、別紙の事務連絡を各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局長宛てに発出  
しましたので、公表します。

事務連絡  
平成21年6月24日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）  
等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について  
【更新 第7報】

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」につきましては、平成21年6月16日付け事務連絡「新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における『患者や濃厚接触者が活動した地域等』について（更新 第6報）」でお知らせしていますが、千葉県船橋市、福岡県福岡市について以下のとおりとなりましたので、下記のとおり公表します。

記

平成21年6月16日付け事務連絡において、1.（1）感染拡大防止地域（主に感染拡大防止に取り組んでいる地域）として掲載されていた、千葉県船橋市（七林中学校区に限る。）、福岡県福岡市（板付中学校区に限る。）については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなりました。